

令和 7 年度
新規採用実習助手研修の概要



高知県教育センター

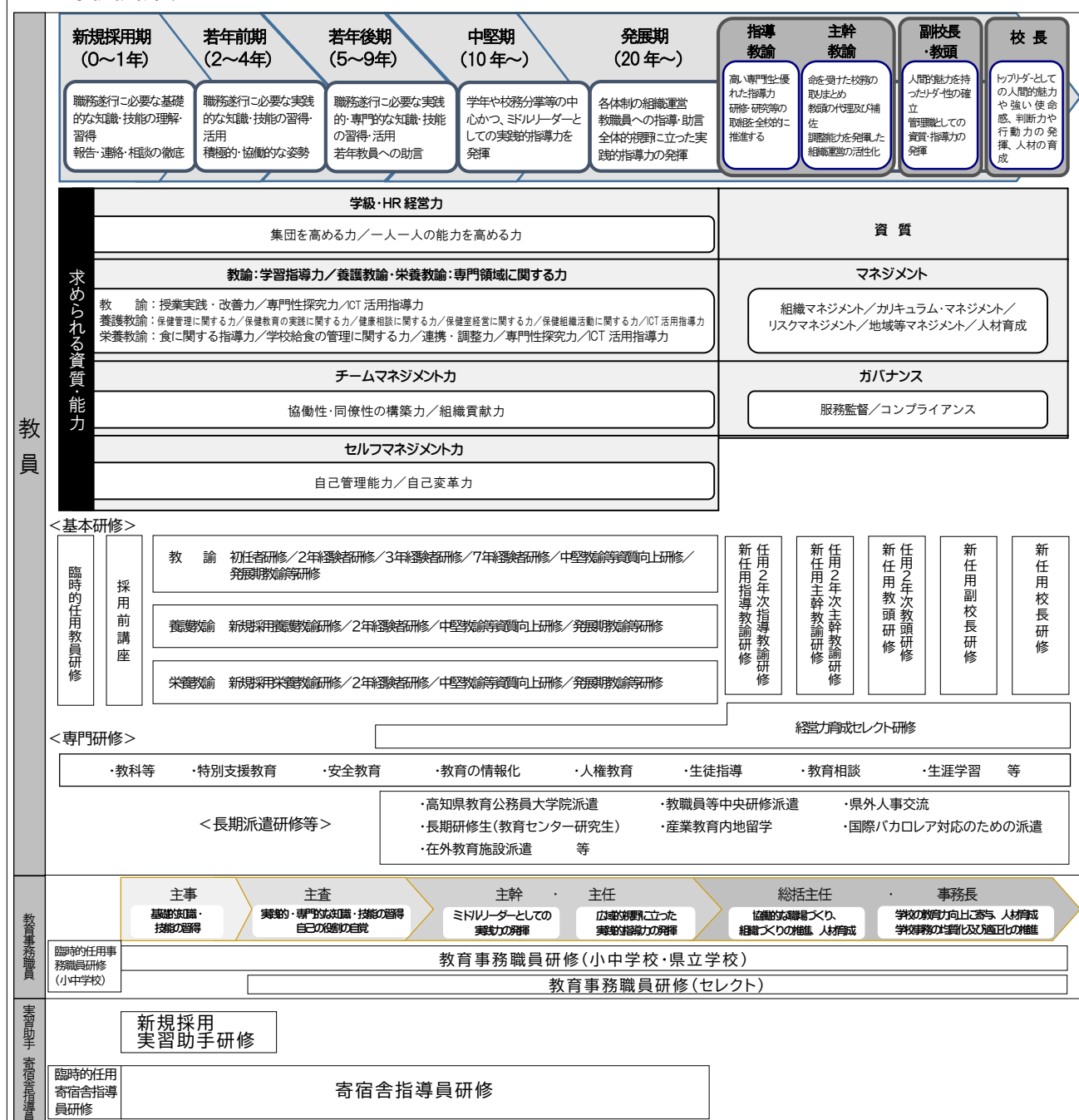
目 次

令和7年度 高知県公立学校教職員及び保育施設職員研修体系

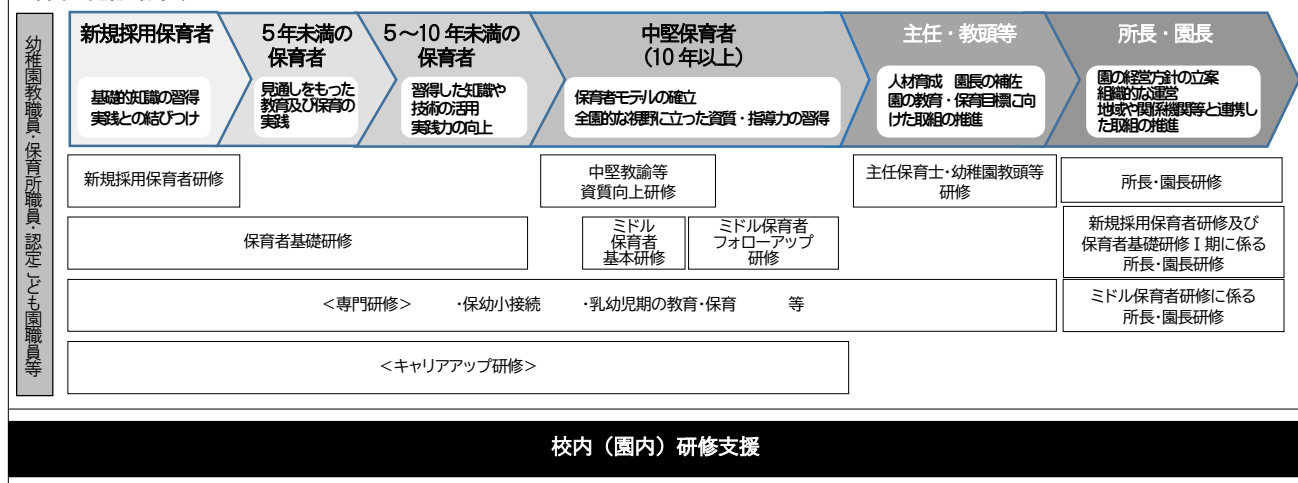
I	実施要項	4
II	年間研修計画	5
III	項目別研修計画	
1	ねらい	6
2	日程及び内容	
	【基礎研修】	6
	【実践研修】	7
3	持参(準備)物及び提出物等	8
IV	実習助手の職務について	
1	実習助手の職務に関する法令等	9
2	実習助手の主な職務内容	10
V	その他	
1	教育センターの利用について	11
2	研修に係る旅費コード	12
3	研修の欠席連絡等について	12
4	研修における合理的配慮の提供について	12
5	研修等の中止について	12
6	研修会場について	12
7	ライブ配信研修について	13

令和7年度 高知県公立学校教職員及び保育施設職員研修体系

■公立学校教職員



■保育施設職員



I 実施要項

1 目的

県立の中学校、高等学校及び特別支援学校（以下「県立学校」という。）の新規採用実習助手（以下「新採者」という。）に対して、教育公務員特例法第 21 条、第 22 条及び教育公務員特例法施行令第 9 条第 2 項の準用規定に基づき、現職研修の一環として、採用の日から 1 年間の研修を実施し、職務を遂行するために必要な実践的指導力やチームマネジメント力、セルフマネジメント力を育成する。

2 研修対象者等

- (1) 対象者は、毎年度 4 月 1 日付けで県立学校の実習助手に採用された者とする。
- (2) (1)に掲げる者のうち、教諭、助教諭、講師又は実習助手として、国立、公立又は私立の学校において 1 年以上勤務した経験を有する者で、県教育委員会が当該者の経験の程度等を勘案して新規採用実習助手研修を実施する必要があると認める者は対象としない。

3 研修内容及び研修日数

新規採用実習助手研修は、高知県教育センター等において実施する。研修内容及び研修日数は、年間研修計画（P. 5）のとおりとする。

4 校内指導体制等

(1) 校内指導体制の整備

校長は、組織的・計画的に新規採用実習助手研修が実施できるように学校体制を整備する。

(2) 配慮事項

新規採用実習助手研修の目的を十分に理解し、研修参加への意欲を高めるよう配慮する。

5 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項については、高知県教育センター所長が別に定める。

Ⅱ 年間研修計画

実施日	研修項目	研 修 内 容	研修会場	日数
4月1日（火）	基礎研修Ⅰ	・高知県教育長講話 ・高知県の教育 ～初任者のみなさんに 伝えたいこと～ ・研修の進め方	高知県立県民文化ホール	1日
		・教育公務員としての心構え ～教職員の服務～ ・学校組織の理解 ・学校における食物アレルギー 疾患への対応に関する取組に ついて	【オンデマンド研修】 在籍校	
5月20日（火）	基礎研修Ⅱ	・安全教育 ・不登校児童生徒への支援	高知県教育センター	1日
10月24日（金）	基礎研修Ⅲ	・特別支援教育の理解 ・人権教育 ・ワーク・ライフ・バランス	【ライブ配信研修】 在籍校	1日
10月31日（金）	実践研修	・専門分野に関する講義・演習	※別途通知	0.5 日
2月9日（月）	基礎研修Ⅳ	・体験発表 ・研修の振り返り ・高知県教育センター所長講話	【ライブ配信研修】 在籍校	0.5 日

Ⅲ 項目別研修計画

1 ねらい

【基礎研修】

教育公務員としての自覚をもち、自己の成長を目指すとともに、教育を取り巻く社会状況について理解し、社会人としての幅広い知見を習得する。

【実践研修】

実習助手としての自覚をもち、専門分野に関する基礎的・基本的な知識と専門的な技能を学び、実践的指導力を身に付ける。

2 日程及び内容

【基礎研修】

I 令和7年4月1日（火）

会場 高知県立県民文化ホール

10:30

12:20

高知県教育長 講話	講義 高知県の教育 ～初任者のみなさんに 伝えたいこと～	連絡 事項	休憩・ 移動	研修の進め方
--------------	---------------------------------------	----------	-----------	--------

【オンデマンド研修】（注）
①教育公務員としての心構え
～教職員の服務～
②学校組織の理解
③学校における食物アレルギー疾患への対応に関する
取組について

※「令和7年度 高知県公立学校新規採用教職員辞令交付式」に引き続き開催する。

※新規採用養護教諭研修「基礎研修Ⅰ」、新規採用栄養教諭研修「基礎研修Ⅰ」、新規採用寄宿舎指導員研修「基礎研修Ⅰ」、教育事務職員（小・中学校）主事研修①、教育事務職員（県立学校）新規採用者研修Ⅰ、初任者研修「基礎研修Ⅰ」と合同開催

※「研修の記録」は、検印を受け、4月21日（月）までにグループウェアで担当指導主事まで提出する。

（注）オンデマンド研修について

- ・オンデマンド研修は、勤務時間内に設定し、視聴すること
- ・視聴期間 4月1日（火）～4月16日（水）
- ・高知県教育センターホームページ「令和7年度年間研修カレンダー」から入り、視聴すること

Ⅱ 令和7年5月20日（火）

会場 高知県教育センター

9:00 9:30

12:30

13:30

16:00

受付	講義・演習 安全教育	昼食	講義・演習 不登校児童生徒への支援
----	---------------	----	----------------------

※新規採用養護教諭研修「基礎研修Ⅱ」、新規採用栄養教諭研修「基礎研修Ⅱ」、新規採用寄宿舎指導員研修「基礎研修Ⅱ」と合同開催

Ⅲ 令和7年10月24日（金）【ライブ配信研修】**会場 在籍校**

9:00 9:30

12:30

13:30

16:00

接 続	講義・演習 特別支援教育 の理解	講義・演習 人権教育	昼 食	講義・演習 ワーク・ライフ・バランス
--------	------------------------	---------------	--------	-----------------------

※新規採用養護教諭研修「基礎研修Ⅲ」、新規採用栄養教諭研修「基礎研修Ⅲ」、新規採用寄宿舍指導員研修「基礎研修Ⅲ」と合同開催

Ⅳ 令和8年2月9日（月）【ライブ配信研修】**会場 在籍校**

12:30 13:00

16:00

接 続	体験発表	研修の 振り返り	高知県 教育センター 所長講話	閉 講 式
--------	------	-------------	-----------------------	-------------

※新規採用養護教諭研修「基礎研修Ⅳ」、新規採用栄養教諭研修「基礎研修Ⅳ」、新規採用寄宿舍指導員研修「基礎研修Ⅳ」と合同開催

【実践研修】**令和7年10月31日（金）****会場 未定**

12:30 13:00

16:00

受 付	専門分野に関する講義・演習
--------	---------------

※日程は変更になる場合があります。詳細は別途通知します。

3 持参(準備)物及び提出物等

期日等	内 容
4月21日(月) 提出締め切り	【提出物】 ☐ 内 容 基礎研修Ⅰ「研修の記録」 ※オンデマンド研修についても記述すること ※管理職の確認を受けたものを提出すること ※要検印 ☐ 方 法 教育センター担当指導主事にグループウェアにて提出
5月20日(火) 基礎研修Ⅱ	【準備物】 ☐ 「高知県安全教育プログラムに基づく安全教育の充実のための資料」 ☐ 自校の「学校安全計画」 ☐ 自校の「危機管理マニュアル」 ☐ 自校の「安全教育全体計画」
年間を通して 持参するもの	☐ 新規採用実習助手研修の概要(高知県教育センター) ☐ 若年教員研修のしおり「子どもと生きる」(高知県教育センター) ☐ 名札 ☐ 高知県教育委員会から配付された Googleアカウント(〇〇@g.kochinet.ed.jp)及びパスワード ☐ タブレット(所属長の許可を得たインターネットに接続可能な機器) ※高知県教育委員会が持ち出しを認めている学校の情報端末機器(タブレット)で、管理職の持ち出し許可を得た情報端末機器を持参すること。 持参できない場合はセンターの機器を貸し出すので、研修当日、会場で申し出ること。 ※令和6年6月5日付け6高教政第194号【分類番号11-04-9999】「教職員用パソコン(校務系・学習系)の学校外での利用について(通知)」の運用ルールを管理職と確認のうえ持参すること。
ライブ配信研修	【ライブ配信研修】 にかかる準備物等は、クラスルームでお知らせします。

Ⅳ 実習助手の職務について

1 実習助手の職務に関する法令等

I 学校教育法

第60条 高等学校には、校長、教頭、教諭及び事務職員を置かなければならない。

2 高等学校には、前項に規定するもののほか、副校長、主幹教諭、指導教諭、養護教諭、栄養教諭、養護助教諭、実習助手、技術職員その他必要な職員を置くことができる。

3 (略)

4 実習助手は、実験又は実習について、教諭の職務を助ける。

5～6 (略)

第82条 第26条、第27条、第31条（第49条及び第62条において読み替えて準用する場合を含む。）、第32条、第34条（第49条及び第62条において準用する場合を含む。）、第36条、第37条（第28条、第49条及び第62条において準用する場合を含む。）、第42条から第44条まで、第47条及び第56条から第60条までの規定は特別支援学校に、第84条の規定は特別支援学校の高等部に、それぞれ準用する。

II 高知県立学校の管理運営に関する規則

第5条 学校に、校長、教頭、教諭、養護教諭及び事務職員を置く。

2 (略)

3 前2項の職員のほか、学校に、副校長、主幹教諭、指導教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手、学校栄養職員、看護職員その他必要な職員を置くことができる。

4～7 (略)

8 前各項の職員の職及び職務は、学校教育法(昭和22年法律第26号)、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号。第18条第1項において「施行規則」という。)及び高知県立学校事務職員等の職の設置に関する規則(昭和46年高知県教育委員会規則第6号)に定めるところによる。

第12条 必要があると認める学校に、主任実習助手及び主任寄宿舍指導員を置く。

2 主任実習助手は実習助手の中から、主任寄宿舍指導員は寄宿舍指導員の中から教育委員会が命ずる。

3 主任実習助手は、校長の監督を受け、高度の専門的業務に従事し、実習助手の指導に当たる。

4 (略)

2 実習助手の主な職務内容

(1) 実験・実習の補助

- ① 職務上必要な研究を十分に行う。
- ② 実験・実習について必要な知識及び技能を身に付ける。
- ③ 日々の実験・実習の準備及び整理を的確に行う。
- ④ 教科の指導目標や指導計画をよく理解し、安全かつ衛生的に実験・実習ができるよう、教諭を補助する。

(2) 施設・設備の整備

- ① 実験室・実習場等の整備に努める。
- ② 実験室・実習場等の危険防止について配慮する。
- ③ 実験・実習の器具、機材の整備を的確に行う。

(3) 校務の処理

- ① 責任をもって分掌した校務を処理する。
- ② 計画性をもって正確かつ迅速に校務を処理する。
- ③ 諸表簿を正確に記録し、書類、資料、金品等の取扱いを適切に行う。
- ④ 業務の連絡、報告を適切に行う。
- ⑤ 規律にしたがって業務を行う。

※上記の職務内容については、地域や学校の実態、生徒の心身の発達段階や特性等を配慮して行う。

V その他

1 教育センターの利用について

★避難経路

- ◇ 3 F 大研修室 … 研修室北面の中ほどの非常階段、東階段、又はテラスの救助袋
- ◇ 3 F 各研修室 … 東西の階段、又はテラスの救助袋
- ◇ 2 F 各研修室 … 東西の階段
- ◇ 2 F 図書館・教科研究センター … 北側の中ほどの非常階段、又は東階段
- ◇ 1 F 各研修室 … 出口は、5 か所（正面（西端）・西階段北・西階段南・東階段南・東端）

※緊急地震速報が発報されたとき

- ・揺れに備えてください。
- 揺れが収まったら避難準備をしてください。
- ・避難時は、教育センター職員の指示に従ってください。

＜避難場所＞

教育センター4階屋上、教育センター北側の高台

※教育センターは高知市の津波避難ビルに指定されています



高知市津波避難マップ「大津小学校区」
第2版(令和元年 12 月)
より

★AEDの設置場所

- ・正面玄関ホール及び3階大研修室に、1機ずつ設置しています。

★研修中

- ・所属等からの緊急連絡は、教育センター（088-866-3890）へお願いします。
- ・携帯電話等は、電源を切るか、マナーモードにしてください。
- ・ペットボトルや水筒等は、鞆等に収納してください。
- ・消しゴムかすは、研修室内の指定された所（箱）に捨ててください。

★情報端末及び記録媒体

- ・以下の留意点を踏まえたうえで、原則、使用可能です。
- ＜留意点＞
 - ①公用の情報端末は、管理職の持出許可がある場合に限ります。
 - ②録音、動画・静止画の撮影、資料の複写は、講師の許可がある場合のみ可能です。
 - ③情報漏洩等、情報モラルについて厳守してください。

★昼食

- ・ご利用の研修室（自席）を使用してください。空き箱等はお持ち帰りください。

★自家用車等の利用

- ・出入りの際は、正門手前で、必ず一時停止し、左右確認をお願いします。
- ・正門から電車通りまでは、徐行運転で一般の方を優先してください。
- また、一時停止場所が数か所あります。停止ラインで必ず停車して左右の確認をしてください。
- 電車通りへの進入時も十分、注意してください。
- ・正門入って右側 10 枠は、他施設職員駐車場につき駐車できません。
- ・駐車場ではアイドリングストップにご協力ください。

★トイレ

- ・女性用：1 F 東、1 F 中央付近、2 F 西、3 F 東
- ・男性用：1 F 西、2 F 東、3 F 西
- ・多目的：1 F 中央付近

★その他

- ・教育センター研修に参加する際の留意点については、教育センターHPや実施要項等をご確認ください。
- ・アンケートを配付している場合は、お帰りの際に会場出口の回収BOXにお入れください。
- ・自動販売機：1 F 西階段下から屋外へ出たところにあります。
- ・敷地内禁煙です。



2 研修に係る旅費コード

配分旅費 略科目コード 408 事業内訳コード 0400

3 研修の欠席連絡等について

◇研修に関する連絡は、以下のルートで連絡してください。

◇やむを得ず、当日連絡をする必要がある場合も以下のように連絡してください。

県立学校	受講者	→	校長	→	高知県教育センター 教職研修部 新規採用実習助手研修担当 (TEL:088-866-5144)
------	-----	---	----	---	---

◇欠席届については、以下のように提出してください。

県立学校	受講者	→	校長	→	高知県教育センター所長あて提出*
------	-----	---	----	---	------------------

*提出は、グループウェアのメッセージ 県教育センター「中堅・養教・栄養等研修担当」あてにお願いします。

4 研修における合理的配慮の提供について

受講に際して、合理的配慮の提供（情報保障、座席の配慮、移動支援、トイレの配慮等）が必要な場合は、研修の1か月前までに、「2 研修の欠席連絡等について」と同じ手続きで担当まで連絡してください。

5 研修等の中止について

- 研修等会場の所在する地域に、**当日午前6時（午後開催の場合は午前9時）の時点で「大雨特別警報」、「暴風特別警報」、「暴風警報」のいずれかが発令されている場合は、その日の研修を中止します。**
- そのほか、台風や悪天候等により**中止する場合は**、高知県教育センターホームページにてお知らせします。
- 研修中止にならない場合でも、居住地域や通勤地域等の状況に注意し、安全を第一に考えた行動をとってください。

6 研修会場について



高知県教育センター

〒781-5103 高知市大津乙 181 番地
Tel 088-866-5144 (直通)
Fax 088-866-0074

<各研修会場に関する注意事項>

- ・ 高知県教育センター及びその他の研修会場における駐車については、マナーに留意し、安全を確認のうえ駐車してください。
- ・ 研修会場によっては駐車場の駐車台数に限りがあります。公共交通機関を利用する等、ご協力ください。

7 ライブ配信研修について

- (1) 研修当日は余裕を持って接続し、10 分前までに入室を完了してください。研修開始 10 分前に出欠確認を行います。
- (2) 入室される際のお名前は、「受講者番号(半角数字) 所属名(短縮で 4 文字程度) 名前(名字)」で入力してください。
(例) 55〇〇中芸高等学校定時制昼間部 坂本龍馬先生 → 55〇〇中芸高定・坂本
15〇〇日高特別支援学校高知みかづき分校 中岡慎太郎先生 → 15〇〇日高特み・中岡
- (3) 研修の録画、録音、撮影、公開、二次利用等にご遠慮ください。
- (4) 受講にあたっての留意事項
※マイク・カメラ機能が正常に作動する機器を使用し、一人一台で入室してください。
※研修に集中できる場所で受講し、研修場所を校内で周知しておいてください。
※カメラに表情がわかるような状態での受講をお願いします。

高知県教育委員会 YouTube チャンネル
「とさまなチャンネル」



チャンネル登録を
よろしくお願いします！！



令和 7 年度 新規採用実習助手研修の概要
令和 7 年 3 月

発行 高知県教育センター
〒781-5103 高知市大津乙 181 番地
Tel 088-866-3890 (代)
Fax 088-866-0074

